

## 光市省エネ生活普及促進事業補助金交付要綱

平成24年4月1日

告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭における自然エネルギーの利用促進及び省エネルギー化を図ることで地球環境への負荷を低減し、併せて地域経済への波及効果を促すため、市内において住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電」という。）又は省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）を設置しようとする者に対し、光市省エネ生活普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 本市に所在地を置く本店、支店、営業所等の名義で見積書及び領収書を発行し、並びに契約を締結することができるものをいう。
- (2) 市外業者 前号以外のものをいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表第1及び別表第2に掲げるものであり、かつ、いずれも未使用のものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号の区分に応じた要件を全て満たす個人とする。

(1) 太陽光発電の設置

- ア 自らが居住する市内の住宅に10キロワット未満の太陽光発電を設置（住宅の新築に併せた設置を含む。）する者又は10キロワット未満の太陽光発電が設置された市内の住宅を建売住宅供給者等から自ら居住する目的で購入する者

イ 電灯契約を締結した、又はこれから締結する者

ウ 市税を完納している者

(2) 省エネ設備の設置

ア 自らが居住する市内の既存住宅に省エネ設備を設置する者。ただし、別表第2に掲げる第一種設備を設置する場合は、住宅の新築に併せて設置する者（別表第2に掲げる第一種設備が設置された市内の住宅を建売住宅供給者等から自ら居住する目的で購入する者も含む。）も対象とする。

イ 市内業者に設置（設備を市内業者から購入し、購入者において取り付ける場合を含む。）させる者。ただし、別表第2に掲げる第一種設備を設置する場合は、市外業者に設置させる者（設備を市外業者から購入し、購入者において取り付ける場合を含む。）も対象とする。

ウ 市税を完納している者

（補助金の額）

第5条 市長は、対象設備を設置しようとする者に対し、次の各号の区分に応じた補助金を予算の範囲内において交付する。ただし、補助金の額は22万円を上限とする。

(1) 太陽光発電の設置 別表第1に掲げる額とする。

(2) 省エネ設備の設置 別表第2に掲げる対象設備ごとに算出した額を合算して得た額とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、1住宅につき対象設備ごとに1回限りとする。ただし、この告示の施行日前に対象設備の設置に対し、本市から補助金を受けた対象設備は申請を行うことができない。

（スマートハウスプランによる補助金の上乗せ）

第6条 次世代型の住宅であるスマートハウスの創出支援を目的として、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象設備の設置又は購入に伴う補助金の

合計額に、70,000円を上乗せして交付する。この場合において、上乗せをした結果、補助金の額が第5条に規定する上限額を超過する場合は、当該超過額を上限額に上乗せして交付する。

(1) 太陽光発電、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）又はHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）のうち3つ以上を住宅に設置（住宅の新築に併せた設置を含む。）する場合

(2) 太陽光発電、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）又はHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）のうち3つ以上の設備が設置された市内の住宅を建売住宅供給者等から自ら居住する目的で購入する場合

(3) 第1号の場合にかかわらず、既に居住する住宅に太陽光発電又は家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）が稼働している場合は、太陽光発電、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）又はHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）のうち、既に設置しているものを除いて、2つ以上を住宅に設置する場合

2 スマートハウスプランによる補助金の上乗せの対象は、前項各号の要件を1回の申請で満たすものに限る

（補助金の申請及び決定）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の設置に係る工事（対象設備が設置された建売住宅を購入する者にあつては、住宅の引渡しをいう。以下「設置工事等」という。）の着手前に、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付申請書の提出があつた場合において、速やかにその内容を審査し、補助することを決定したときは補助金交付決定通知書（様

式第2号)により、補助しないことを決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(着手及び完了)

第8条 設置工事等は、補助金の交付決定日以降に着手しなければならない。

2 設置工事等は、補助金の交付決定日の属する年度の3月10日までに完了しなければならない。

(変更承認申請及び承認)

第9条 第7条第2項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)が補助金の申請内容を変更しようとするとき、又は設置工事等を中止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、省エネ設備については、第7条第1項の規定により申請した対象設備の内容に係る変更とし、申請を行っていない対象設備の種別を追加することはできないものとする。

2 市長は、前項の申請があったときには、その内容を審査し、補助金交付決定変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、太陽光発電における電力受給開始日又は省エネ設備における設置完了日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日又は交付決定日の属する年度の3月20日(その日が光市の休日に関する条例(平成16年光市条例第2号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合において、

速やかにその内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 市長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）による補助金交付決定者の請求に基づき、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、補助金交付決定者本人名義の金融機関口座への振込の方法により行うものとする。

（対象設備の管理及び処分の制限）

第13条 補助金の交付を受けて対象設備を設置した者（以下「設置者」という。）は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の趣旨を踏まえ、その適正な運用を図らなければならない。

2 設置者は、天災地変その他当該設置者の責に帰することのできない理由により対象設備が毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、財産処分届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）不正な手段により補助金を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該

取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第15条 市長は、設置者に対し、太陽光発電の設置に伴う売電量及び買電量のデータの提供、アンケートその他の協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第22号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第62号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第45号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第24号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第18号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

太陽光発電

対象設備の要件	補助金の額
<p>(1) 当該太陽光発電により発電された電気が自ら居住する住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。</p> <p>(2) 次に掲げる数値のうちのいずれかが10キロワット未満であるもの。なお、既設がある場合にあつては、既設分を含めて10キロワット未満であること。</p> <p>ア 太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。）</p> <p>イ パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。）</p> <p>(3) 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく設備の認定を受けること。</p> <p>(4) 電力会社と電力受給に関する契約を締結すること。</p>	<p>太陽電池の最大出力（小数点以下2桁未満は切捨てとし、対象設備の最大出力が5キロワット以上のシステムにあつては5キロワットとする。）に、1キロワット当たり7,000円（市内業者と契約して設置する場合にあつては、10,000円）を乗じて得た額</p>

別表第2（第3条—第5条関係）

省エネ設備

区分	対象設備及び要件	補助金の額													
第一種設備	定置用リチウムイオン蓄電池 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して、繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステム	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限80,000円													
	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限80,000円													
	HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム) 居住者が居住する空調・照明等の電力使用量等を計測・蓄積し、電力使用量等の「見える化」等を実現できる製品	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限30,000円													
	地中熱利用空調器 地中にパイプ等を埋設し、地中の熱を利用し、空調・給湯などを行うシステム	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限100,000円													
	木質バイオマスストーブ (木質ペレットストーブ・薪ストーブ)	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限30,000円													
第二種設備	太陽熱利用システム (1) 太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器又はソーラーシステムであること。 (2) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた製品であること。	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 上限30,000円													
	複層ガラス・二重サッシ 対象設備の購入・設置に要する経費が100,000円以上のもの	50,000円													
	LED照明設備 (1) 1基から対象とする(このうち、1基は居室に設置すること)。 ※居室とは、居間、食事室、台所、子ども室、寝室、和室など継続的に使用する室をいう。 (2) 既設の照明設備を交換すること。 (3) 屋内の設備交換に限る。	対象設備の購入・設置に要する経費の1/2 設置基数ごとの上限金額は下記のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>設置基数</th> <th>前提条件</th> <th>上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1基</td> <td rowspan="5">導入経費の1/2</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2基</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>3基</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>4基</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>5基以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	設置基数	前提条件	上限金額	1基	導入経費の1/2	10,000円	2基	20,000円	3基	30,000円	4基	40,000円	5基以上
設置基数	前提条件	上限金額													
1基	導入経費の1/2	10,000円													
2基		20,000円													
3基		30,000円													
4基		40,000円													
5基以上		50,000円													

備考

対象設備の購入・設置に要する経費には、既存設備の撤去処分費及び消費税等相当額を含まない。